

大阪府告示第360号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の区域の一部について同項の規定による指定を解除する。

令和5年3月28日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 形質変更時要届出区域  
高石市高砂一丁目7番2及び7番4の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
  - (1) 第31条第1項の基準に適合していないもの  
クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
  - (2) 第31条第2項の基準に適合していないもの  
六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染状況調査の追完（汚染状態の確定）